

健生発 1224 第 2 号
国不参第 56 号
国住指第 4708 号
国住街第 87 号
観観産第 453 号
令和 6 年 12 月 24 日

各都道府県知事
各保健所設置市長 殿
各特別区長

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)
国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)
国土交通省住宅局長
(公 印 省 略)
国土交通省観光庁次長
(公 印 省 略)

住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）の改正について

住宅宿泊事業法関連業務につきましては、平素より、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

「令和 5 年地方分権改革に関する提案募集」において、指定都市市長会などの地方関係者から、事務の円滑な実施の観点から宿泊日数の算定方式等の明確化を求める提案を受け、「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、宿泊日数の算定方式などの考え方について明確化するため、令和 6 年中に「住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）」を改正するものとされたところ。

今般、「住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）について」（平成 29 年 12 月 26 日付生食発 1226 第 2 号、国土動第 113 号、国住指第 3351 号、国住街第 166 号、観観産第 603 号）の別紙「住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）」を別添のとおり改正しましたので、内容について十分御了知の上、適切な対応をお願いいたします。

また、都道府県においては、貴管内市町村（保健所設置市及び特別区を除く。）に対する周知についてご配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。